

地域日本語教育スタートアッププログラムの選考方法について

文化庁国語課

1 書類審査

選考に当たっては、提出された応募書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業企画・評価会議（以下「企画・評価会議」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準による5段階で審査する。

企画・評価会議の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

(1) 審査項目及び得点基準

① 審査項目

【1年目の団体について】（新規団体）

- ・ 地域における日本語教室立ち上げの必要性
- ・ 地域における日本語教室立ち上げに向けた検討体制の妥当性
- ・ 日本語教室の設置までの3か年計画案の具体性（「講演等に対する有識者の派遣」コースは除く）
- ・ 今後の日本語教室の設置に向けた計画案の具体性（「講演等に対する有識者の派遣」コースのみ）

【2年目の団体について】（継続団体）

- ・ 計画の進捗状況の適切さ
- ・ 1年目の成果と課題、対応策の充実度
- ・ 日本語教室の設置までの2か年計画案の具体性

【3年目の団体について】（継続団体）

- ・ 計画の進捗状況の適切さ
- ・ 2年目の成果と課題、対応策の充実度
- ・ 日本語教室の設置までの1か年計画案の具体性
- ・ 日本語教育事業の地域における安定的な実施に向けた計画案の具体性

【4年目の団体について】（継続団体：特例措置）

- ・ 計画の進捗状況の適切さ（事業が著しく遅延したやむを得ない事情及び事業計画の変更後の工程が適切かどうか）
- ・ 3年目の成果と課題、対応策の充実度
- ・ 日本語教室の設置までの1か年計画案の具体性
- ・ 日本語教育事業の地域における安定的な実施に向けた計画案の具体性

②得点基準

大変高い	5点
高い	4点
ある程度高い	3点
あまり高くない	2点
高いとは言えない	1点
審査の対象となる項目として認められる内容がない	0点

(2) 書類審査における選考

書類審査において、企画・評価会議の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

2 企画・評価会議における選考

書類審査を経た企画については、企画・評価会議を経て選考する。

企画・評価会議においては、得点の高いものから地域の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

3 企画・評価会議委員の遵守事項

(1) 審査の公正、公平性の確保

企画・評価会議委員は、申請する団体から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、企画・評価会議委員と申請する団体の間に利害関係が生じている場合は、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(2) 利害関係者の範囲

- ① 申請する団体の企画提案書の中に、何らかの形で企画・評価会議委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 企画・評価会議委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 企画・評価会議委員自身が、過去5年以内に申請する団体から寄付を受けている場合
- ④ 企画・評価会議委員自身が、過去5年以内に申請する団体と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を企画・評価会議委員自身が受けている場合
- ⑤ 企画・評価会議委員自身と申請する団体との間に、過去5年以内に取引が有り、かつ競争参加者からその対価を企画・評価会議委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 企画・評価会議委員自身が、申請する団体の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(3) 利害関係者に対する審査

企画・評価会議委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 企画・評価会議委員と申請する団体との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

企画・評価会議委員は、その利害関係を有している申請する団体の審査から外れなければならない。

- ② それ以外の関係性を有している場合

企画・評価会議委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、申請する団体（申請する団体が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その申請する団体の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は、企画・評価会議において行う。

企画・評価会議は、申し出のあった企画・評価会議委員以外の委員の中から委員長を決め、当該企画・評価会議委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、企画・評価会議はその判断を拒否することもできる。この場合、当該企画・評価会議委員はその申請する団体の審査からは必ず外れなければならない。また、当該企画・評価会議委員自らがその申請する団体の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該団体の審査から必ず外れなければならない。

(申請する団体との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

③ 企画・評価会議委員の再選定

企画・評価会議委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する企画・評価会議委員を選定し直さなければならない。

(4) 秘密保持

企画・評価会議委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、企画・評価会議委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。